

法務委員会
議録
第四十二号

昭和二十九年四月二十日(火曜日)
午後二時二十三分開議

出席委員

委員長 小林 鐘君

理事 鍛冶 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 林 信雄君

理事 高橋 誠一君 理事 古屋 貞雄君

理事 井伊 誠一君

理事 富三君 花村 四郎君

理事 寛索君 猪俣 浩三君

理事 木下 郁君

委員外の出席者

検事(刑事局) 津田 実君
総務課長 専門員 村 敦三君
専門員 小本 貞一君

四月二十日

理事 花村四郎君の補欠として林信雄君が理事に当選した。

四月十六日

戦犯者釈放等に関する請願(牧野寛索君紹介)(第四四八〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出第一四一号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入る前にお諮りいたします。理事の花村四郎君より理事を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、許すに決します。

花村君の理事辞任に伴う理事の補欠の補欠選任につきましては、先例に従い委員長において御指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議ないものと認め、理事の補欠には林信雄君を御指名いたします。

○小林委員長 日程に入ります。日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案を議題とし質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。林信雄君。

○林(信)委員 この際付議されております日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案について若干の御意見をいたしておきます。

その一つは、国際連合総会における決議によりまして、朝鮮に軍隊を派遣した諸国であつて、さきに板門店において休戦成立したたのであります。その後わが国になお軍隊をどめておける諸国は一体どこであることになつたのであります。よろしく。

さらにいま一つ一緒に御覧しておきますが、休戦成立後これらの軍隊が撤退するのは何年何月であるといつたようなことがすでに予定されておりますか、あるいは決定的なものでなくて予想せられるところがあるのであります。

よろしく。この二点について伺いをいたします。

○津田説明員 第一の点につきましては、本年の二月十五日現在の調査によりますと、朝鮮に軍隊を派遣してあります諸国、すなわちたゞいま御指摘の国際連合の決議に基づきまして朝鮮に軍隊を派遣してあります諸国は、アメリカ合衆国、それからイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ベルギー、ルクセンブルグ、コロンビア、エチオピア、フランス、ドイツ、ギリシヤ、イタリア、オランダ、ノールウェー、イリピン、スエーデン、タイ、トルコ等の諸国でございます。しかしながら現在それらの軍隊が全部日本国内にあるのかどうかにつきましては、必ずしも全部あるとは申し上げられないのであります。イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは確実に相当数現在駐屯しております。その他の諸国におきましてはごく少数の場合もあり、あるいは全然ない場合もございます。また朝鮮に病院船のみを派遣しているような国がございます。さういふ国は、その病院船が入港したときは、日本に駐留するといふか、日本国内にあるという形になるのでございまして、病院船が本国に帰つておりますときは、全然ありませんといふやうなわけでございます。ただいまあげましたイギリス関係の諸国を除きますれば、非常に少数だといふことは申し上げられるわけでありまして、国際連合の軍隊が朝鮮から撤退して

なければならぬ日の後九十日以内に日本国から撤退するといふことが、本協定の二十四条に規定してございまして、従いましてその日以後九十日以内には必ず撤退することに相なるわけでございますが、その日がいつになるかといふことはあらかじめここで申し上げかねる次第であります。

○林(信)委員 たいへんたくさん聞かれますが、その数字は伺えますか。あるいは国際間の機密を相互に守るといふような点から支障があるかもしれませんが、それは置いて伺うわけではございませんが、この法律の対象になる数字でありますから、もしお答え願えれば一応承りたいと思ふのであります。いかがでございましょうか。

○津田説明員 その点につきましては、は、もちろん兵力数につきましては、軍の機密に属しますので正確なことは申し上げにくいのであります。大体の教といひましては、過去におきまして一番多いときで国連軍は一万程度といふことを申し上げておきます。もちろん現在はもとよりそれより数字が少く、数千といふところだといふふうに申し上げます。それらのおりから東京のエビス・キャンプ、大それた三地区であります。

○林(信)委員 次に、あらためて申すまでもなく、さきに国会におきまして日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法が制定されまし

て、今また日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案として提出せられております。比較いたしましたら、ただちに明瞭でありますように、その名称もあまり違つておりません。一は刑事裁判権と云ひ、一は軍隊の地位に関するといふたうな表現になつておる程度であります。なお内容に至りましては、ほとんどというよりまったく違つていないように観察されますが、かやうに同じ内容のものをなぜあらためて別の法律にしなければならぬのか。一つの法律にできないならば、すなわち先の法律をこの場合適用するといふか、適用するといふか、何かさういふ立法技術で足るのではないか。ほとんど違つた二つの法律をかけるにしようといふところに行かなくてはならないのはどういふところに起因するのであります。か。もちろん事情があると思ひますので、それを伺いたいと思ひます。

○津田説明員 御指摘の点はまことにごつともだと思ひ次第でございます。立案の過程におきましても、御指摘の点はいろいろ検討をいたしましたし、法制局におきましてもいろいろ検討をいたした次第でございます。この昨年の議定書に伴う刑事特別法を改正して行くといふ考え方もむろん可能であつた次第でございます。しかしながら先般のこの議定書に伴う刑事特別法に署名いたしております諸国のうちで、はたして今度の国際連合の軍隊の地位に関する協定にただちに署名するかどうか不明だといふことが考えられ

と、いろいろの國がございまして、たとえフランスでありまうとか、イタリヤでありますとか、あるいはまだ批准はいたしておりませんが、オランダというやうな國、そういったしますると、今ただちに前の議定書に伴う刑事特別法を

ということにいたしました次第であります。それによりまして法令の複雑化といふものを防げば一番よろしいのではないかと、さう考へて、さういふやうな立案にいたしましたので、別に刑事特別法を提案した次第でございます。

ア、それだけが署名をいたしまして、これは全部発効いたしました。それからオランダは署名をいたしておりますが、まだ本国が批准いたしておりませんので、発効いたさないのであります。が、そういうことに相なつておるわけ

定されておりますイギリス、オーストラリア、フィリピン以外の諸国につきましては、本協定が発効いたしませんので、依然として昨年の議定書が効力を有しておつて、本協定はまだ発効しないまま署名した状態のままで存続し

国の数の方が多いのか少ないのか。比率はどつちでもないようなわけですが、この法案の対象になる国の方が多いのでしようか。

○津田説明員　現在の状態におきましては、もとより議定書に署名している

位に關してはやはり別の立法的措置をしなければならぬという問題が残るわけでありませう。もちろんそれは附則等において操作することも不可能ではないのでございますけれども、裁判所で適用いたす場合におきましても、当該署名あるいは加入した条約なり協定に基く刑事特別法が別個に存在する方が適用しやすいという利点がある。しかしながら同じような法律が二つ並立するという法制上の複雑化ということも考えなければなりませんけれども、その点につきましては将来もしその議定書に署名いたしている国が全部この協

われば専門家ではありませんから、条約關係のことについてはたいへん知識がないのでありますが、一応こういうふうにと同じような法律を別につくるといふのは、そのとき々の条約の相手国が違つておるために、新たな国との間に協定がなされた。それで法律を必

要とし、つくるとなれば同じようなものができる。こんなふうに取り扱つておるのでございますが、それでなくて御説明には大分むづかしいところがあるのですが、もう少し平明にしろとうとにわかるように教えていただけないものでしょうか。

國との間におきましては、現在はその議定書に基いて刑事裁判権を措置しておる。従いまして国内的手続といったしましては議定書に伴う刑事特別法、昨年十一月十二日に公布になりましたあの法律が適用されておるわけです。ところが本年の二月十九日に至りまして全部の協定ができ上つて、昨年の議定書の内容がそのまま今度の協定の中に取入れられたわけでございます。もとより昨年の議定書には、本協定ができる際はそれに統合されるということがあらかじめ合意されておりますから、それは当然の措置ということになります。

でそれらの諸國との間につきましては、議定書が効力を有するわけでありますから、従つて刑事特別法は議定書に伴う刑事特別法でなければならぬわけであります。ところがすでに署名して、無条件で発効いたすことになつており、ますイギリス、オーストラリア、フィリピンにつきましては、発効のあかつきは、今度の議定書に伴う法律である必要がある。そういうふうに、まったく内容は同じでござりますけれども、根拠たる条約を異にするわけでございまして、従つて両方共通に一つの國內法を使うということが立法技術上困難な

本協定に署名することに議定書の署名
国から脱落して行く形になります。將
来は逆になつて参ります。議定書につ
きましては、もう現在は署名を許さな
いことになつております。現在署名す
るとすれば、必ず本協定だといふこと
になつておりますから、全部の未署名
国につきましては、將來とも本協定に
署名して行くことになりますから、次
第に本協定の署名国が多くなつて参る
といふことになります。

○林(信)委員 さうらにいたして参り
ますと、まだ比較多数であります。議
定書の署名国が、順次本協定に移つて

た場合には、当該法律は失効するよう
に措置すれば一番よからう。その失効
するまでの間、すなわち議定書に署名
した国で今回の協定に署名しない国が
なくなるまでは、並立の形は暫定的と
いえどもやむを得ないということにな
ります。その方が立法技術上も、運用
技術上も非常に便宜であるというふう
に議論が一決いたしましたので、かよ
うな立案になった次第でございますし
て、将来前の議定書に伴う刑事特別法
を失効せしめるということにつきまし
ては、あらかじめこの法律の附則の第
三項に措置をいたした次第でございま
す。それによりまして将来は国連軍が
駐留いたします間のうちでも、もつと
早い機会にこの二法律の並立をなくす

判権の行使に関する議定書でござい
まして、関係連合の軍隊の日本に駐屯
いたしまする万般の事柄を協定したも
のではないわけでございます。刑事裁
判権のみ一番重要な問題として最初に
妥結いたしました。しかしながらその
当時といたしましては、まだ他の財政
関係その他の事項については妥結いた
しておりませんので、とりあえず刑事
裁判権だけを切り離して昨年の議定書
といたしたわけであります。それにつ
きましては諸国が署名をいたしまして
現に発効しておる国は、オーストラ
リア、カナダ、ニュージーランド、グ
レート・ブリテン、北アイルランド連
合、すなわちイギリス、南ア連邦、フ
イリピン共和国、フランス、イタリ

してあります。国々はオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、グレート・ブリテン及び北アイルランド、オランダ、スイス、南アフリカ連邦及びフィリピンの六箇国で、フランス、イタリア、オランダはまだ署名いたしておりません。そういふふうになりまして、今度この協定が国会の承認を得て発効いたしますと、これらの諸国のうち、無条件で発効することになつておりますイギリス、オーストラリア、フィリピンにつきましては、日本について発効すると同時に発効いたします。そういたしますと前の議定書は、当該発効国との間に本協定発効と入れかわりに効力がなくなるわけであります。ところが今予

面におきましてはいろいろごたくい
たしまして、たとえば裁判所で引用い
たします場合等におきましてはめんど
うがあるというような点が出て参ると
いうことが予想されます。そういう理
由から別個の刑事特別法をつくりま
して、順次この新しい協定に前の議定書
署名国が乗り移るうちに、当該国との
間にはその刑事特別法の効力をなくし
て行く。そして前の議定書の署名国が
本協定の署名国となつて発効いたしま
した場合には前の議定書の効力をなく
して、これを永久に抹殺してしまふ、
こういう技術をとつたわけでございます。

○林(信)委員　そうしますと、議定書
の実施に伴つて刑事特別法の対象になる

都度なされなければならぬと思ふの
ですが、そうでありましょうか。そ
うであるとしたしますれば、やはりその
都度こんな法案が同様な姿で現われて
来ることになるようでありますか、そ
の通りでございますか。

○津田説明員　その点でございます
が、今御審議願つております刑事特
別法の第一条におきまして「この法律
において「協定」とは、日本国におけ
る国際連合の軍隊の地位に関する協定
をいう。」それから「派遣国」とは国
際連合の諸決議によりまして「朝鮮に
軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の
国であつて、日本国との間に協定が効
力を有している間におけるものをい
う。」というふうな定義をいたして

おります。ですから協定に署名いたしました。あるいは加入いたしました。つきまして、もちろん日本の承認があるわけでありまして、日本の承認を得てこの協定に署名し、あるいは加入した国で本國が批准した国につきましては、その条件で署名した国につきましては、その批准あるいは無条件署名したとき、日本国との間にこの協定の効力が生じて来るわけでありまして、従いましてこの第一条の定義規定の關係からいいますと、効力が発効いたしますと、ただちに刑事特別法が当該諸國との間に動いて参りますから、もう一回一回だけ特別法をつくれれば、あとは加入することによりこの特別法に乗つて参る、こういうことになります。

○林(信)委員 さようにいたしますと、今後は同様なることは起きて来ない、今向までだと考えられますが、それにいたしても、内容的に同じようなものをつくつたという理由について、先刻の御説明では、實際に適用する場合の裁判官の便宜といつたようなことに附着したたようであります。何かもつと根本的といひますか、外交關係よりしする特殊な理由というものは全然ないのでございませうか。いはば従来の國際慣例というやうなものでもないのでございませうか。それは全然なくて、先刻の御説明にとどまらずに立法技術關係について重ねてお伺いしたい。

○津田説明員 いかなる形で国内法を立案いたしますかにつきましては、もとより何れも合意と申しますか話合はございませうし、國際的な先例もむろんないわけでありまして、従いま

して前の議定書に伴う刑事特別法を改正して新しい内容を実現することももちろん可能でございまして、日本國がそういう態度をとれば一向さしつかえないといふことであるといふふうに考えられる次第でございまして。しかしながらこの本協定と申しますのは、少くとも昨年の議定書と違ひまして、万般の國際連合の軍隊の在日關係を規定した協定でありまして、いはば当該軍隊が駐留いたします限りにおきましては、前の議定書は單に暫定的に本協定ができるまでの刑事裁判權のみの合意を規定したもので、こういうことになりまして、本質的に申せば、こちらの本協定に対してこそ本式の刑事特別法が適用することになるわけでありまして、前のいはば暫定的なものでございまして、従いまして考え方としては、ましては、前の暫定的なものを一応先の期限を見越したものにしておいて、この本協定に伴う刑事特別法を比較的恒久的なものとして立法する方が、理論的には筋が通つてゐるという考え方よりもより根本にございまして、そういう意味におきまして、むしろ今回の方を主とし、前の方は早晩なくなるといふ意味におきまして、仮のものといふ地位を今度は与へるというやうなことを附則でいたしておる、こういう趣旨であります。ですから現在におきまして、もしこの法律案の御可決をいただきましてあかつきにおきましては、この法律が主になつて、あちらのものはいわば餘のものと申しますか、將來なくなる暫定的なものといふことになつておると思つておられます。

○林(信)委員 御説明一応わかりました。前のものは暫定的な、いわば特例的なものである、今度のものが原則的なものである、こういう観念的なものはよくわかるのですけれども、先刻私申し上げておりましたように、何か國際間の特別な理由がないならば、國內的に考えますと、かりに例をとりまして、國內的な特別の臨時立法がなされた、それは非常に広範圍の事柄を規定したものでなかつたために、この臨時のもの恒久な一般法とするというやうな場合には、その内容をそのまま取入れて、その法律の内容をそのままの後の法律とするといつたやうな立法技術も、國內法にはいたしてもさしつかえないのじやないか。そうなりますと、わざわざ別の法律をつくらねばならぬほどやつかいなものでもないでしようけれども、内容的に同じやうなものを新たににつくらなくてもいいやうに思ふ。もつともそういう考え方もあると言われるのですから、この辺は意見の相違になつて来るかも知れませんが、先刻来御説明の、議定書に基きます刑事特別法と今回のものとはいくらか範疇を異にしてゐるやうに言われるのであります。それは主たる点はどういうところにあるのでございませうか。やはり内容的に違ひるのでございませうか。臨時立法であるといふことは一応わかるのですけれども、御説明によると、今度のものは万般のものを含んであるとおつしやられるのであります。が、万般のものを含んでおるといふ点、これは比較対照いたしてよく勉強すればわかるかと思ひますが、便宜御説明をお願いしたい。

○津田説明員 ただいまお尋ねの点でございまして、万般の点を含んでおると申し上げましたのは、日本における國際連合の軍隊の地位に関する協定、ただいま外務委員會で御審議をいたしておられますが、この協定には刑事裁判權に関する事項以外の二十箇箇条でございまして、それが日本に駐留する國際連合の軍隊の地位についていろいろの内容をきめておる、それが万般の内容をきめておるといふ趣旨で申し上げた次第でございまして、刑事裁判權の内容につきましては議定書の場合と今回の本協定の場合と少しもかわりない、従いまして協定の形式そのものが万般を含んだ本格的なものになつた、こういうことを申し上げたのであります。従いましてこの協定に伴う特別措置につきましては、諸特別法あるいは特別法といふものが、いろいろ国会に提出されておられますが、それは今日初めて提出されておる。刑事裁判權のみが昨年すでに抜き出して合意され効力を発生しておりますから、昨年刑事特別法になつた、かやうになつておる次第であります。内容そのものはほとんど相違がございませうか、ただいま御指摘の通りでございまして。

○林(信)委員 そやうなものと、世間で申します法律の民主化ですか、何か法律といふものはたがひ苦しいものであつたり、場合によつては繁文縟禮的なものである場合があるというやうな攻撃を受ける、いわば一つの材料を提供するやうな感があるお去らないのでありますけれども、それが實際に裁判官の運営等においてたいへん便宜であるといひましたけれども、なお相当非難があることである。どうもそれほどの便宜、言いかえすれば不便といふものが裁判官にあらうやうにも思われな

いのでありまして、むしろかような機会に、法律の民主化と言つても簡單過ぎる言葉ですが、何らか法律の立て方、取扱ひ方において何かしらまだほんとうに大衆のものになつていないといふやうな面が云々せられますとき、一応これは考えられてよかつた問題のように存するのであります。實際の内容に関する議論ではないのでありますから、これはこの程度にとどめます。

次いで、あらためて申し上げますまでもなく、すでに最初に成立したところの日米間の安全保障條約に基く行政協定実施に伴う刑事特別法と、次に成立いたしました國連軍の關係のもの、先刻来お述べにもなるとし、私もあげております暫定の議定書の實施に伴う刑事特別法と、本則的にあります。今回の刑事特別法の兩者、言いかえてみれば、日米間のものと國連軍關係のもの、内容上若干の差異があるやうであります。まず便宜上この差異を御説明願ひたいと思ひます。その差異のおもなものといたしまして私の今気づいておりますものでは、日米間の刑事特別法には実体的な刑罰規定が包含せられておるのに、國連軍關係のものは形式的な刑事訴訟の手續法關係だけであつて、刑罰規定はないやうであります。それはどういふことに基因するのでございませうか、この二点をあわせてお伺ひしておきたい。

○津田説明員 ただいま御指摘の通り、日米安全保障條約に基く行政協定に伴う刑事特別法——日米刑事特別法と略稱いたしておりますが、日米刑事特別法におきましては、罪に関する實體規定を設けてあります。第二条から

九条までございますが、先般の議定書に伴う刑事特別法及び今回の協定に伴う刑事特別法には、その規定をいたしておりません。これは御指摘の通りであります。それは行政協定と、今般署名になりました国際連合の軍隊の地位に関する協定における合意の内容が異なっております結果、かようなこと次第でございます。今回の協定におきましては、その第十七条にかような協定をいたしております。「この協定の当事者は、国際連合の軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びにこれらの財産の安全を確保するため随時必要となるべき措置を執ることに付いて協力するものとする。日本国政府は、日本国の領域において国際連合の軍隊の工作物、備品、財産、記録及び公務上の情報 の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基いて犯人を罰するため、日本国政府が必要と認めるところに依じ、立法を求め、及びその他の措置を執るものとす。」かように相なつております。日米行政協定の場合は、これと表現は似ておりますが、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。」ということになつております。今回の協定は「日本国政府が必要と認めるところに依じ、」ということに相なつております。この点が日米行政協定の場合と違ふのであります。安全保障條約に基いて日本國に駐留する軍隊と、今回の國際連合の軍隊と、この点について相違を示してあるところの行為がなされた次第であります。従いまして、日本國政府といたしましては、

必要と認めるかどうかというところに応じて公務上の情報保護とあるいは備品、財産等の安全の保護ということをすればよろしいわけであります。ところが現在におきましては、かような犯人を処罰するための必要性は認められないという結論になりまして、日米の場合と異なりまして、罪に関する章は設けなかつた次第であります。

○林(信)委員 この法案の内容につきまして、各条小さい点でまだ疑点がありますが、すでに慎重審議したものと同様なものでありますからこれを差控えたいと存じます。さような意味において、法案の具体的内容に入つてお尋ねするのはどうかと思いますが、一点だけ伺いたいのであります。それは第十二条の刑事補償に関するものであります。この法文の字義はこのままでよくわかるのでありますが、この規定によりますれば、抑留または拘禁によつて被害者となつた者は刑事補償が受け得ることになるのであります。さように相なりますれば、刑事補償をいたしますのは日本国家であるわけですが、さように受取つてよろしいのでありますやうか。そうであるといたしまして、日本国家がその補償をいたしたならば、これは別の定めによりまして、さらに派遣国の補償を受領し得るものになつておるのでありますやうか、その点をお伺いしたい。

○津田説明員 その点でございますが、日本国の裁判所が裁判権を行使しまして無罪になる、ところがそれに關する抑留あるいは拘禁は國際連合軍がいたしておつた、こういうことになるので、その軍隊の構成員がもし日本側において抑留されておりましたならば

当然補償を受け得るわけになるのではありません。ところが日本側の裁判権のために国際連合の軍隊の中で拘禁されておつた、こういう場合には、これは主として日本の裁判のための拘禁であつたというわけになりますので、もし無罪になりましたあかつきには、日本側が補償してやるのが当然ではないかと考へる方になるわけでありました。たとえば日本国内で日本国の法令違反を犯したことが国際連合の軍隊の警察官に逮捕いたしました場合には、ただちにその者を逮捕したからといふこととどの犯罪内容を日本側に通知して参りまして、その場合には、この条約によりまして、起訴されるまでは当然向う側が拘禁を続けることになるわけでありました。起訴されますと、日本側が令状請求によりてそれを受取ることになつております。ところが日本側の裁判によつてその事件が無罪になるといふような場合は、前の拘禁は日本の裁判のために拘禁しておつたのであるから、これは日本側で補償してやるのが当然であるということになります。従いましてそれについてさらに向うから補償をとるのは、理論上いかがかと思ひます。その点は別に話し合ひはございません。

○林(億)委員 御説明はよくわかりますが、そうだとこれはやはりこの法案に入れるべきものでなくて、刑事補償法の方に入れておくことが適当じやないかと思つたのですが、そんなことはお考へになつたことはないのではありませんか。その点をお伺ひいたします。

○津田説明員 この点は日米関係の刑事特別法にも同様の規定がございます

ます。何と申しまして刑事補償法
いうのは日本国内における恒久法で
ございまして、かような臨時的に駐留
のアメリカの軍隊あるいは国際連合
軍隊の処置を当該恒久法の中へはめ
むことは妥当でないと思われます。
事関係の特例は、一応とりまとめて
の法律にした方が、体系的にもすつ
りするし、駐留がなくなつた場合に
きましては、ただちにこれのみを廃
すればよろしいということにもなり
すので、さうな立法上の技術をと
つ次第でございます。

林(信)委員 私質問はこれももつ
終ります。

木下委員 関連してちよつと伺つて
おきたいと思ひます。これはこの間外
務大臣にも伺つたのですが、国連の軍
隊というところについては長い間戦力論
争が繰返されて、国民はもうあいてし
まつておると思う。ああいう普通の常
識とか離れた解釈が出て来ているや
うなもの、地域集団保障という意味
で出て来やしないかと考えられる。
それでどういつきに、欧州の諸国では一次
大戦から連合していくことを
維持しているが、日本が将来、そん
なことはないと思ひますけれども、や
はり国連の軍隊という名前で、言いか
えれば今日日本に実質的にある、戦力を
持つてゐるとかいけないかということを
問題にしてない軍隊と一緒に出かけ
て行つて、さあそれが憲法違反じやな
いかという議論が起つた場合に、それ
は日本の軍隊じやないのだ、国連の軍
隊であるという解釈が出て来やしない
か、これはまつたくの杞憂でもないの

ういふ法律の見出しに、國際連合の軍隊の地位に關してという、法律的にこれを一つのまとまつたものか、このように取扱つて来ておりますが、これはイギリスの軍隊その他の国の軍隊である。それを一つのまとまつた別なものとしてゐる。その軍隊の最高の命權が、いわゆる統帥權といひますか、それが國際連合軍の總大將、總司令官であるからそういう性格を持つので、その構成分子である各國の軍隊は、その国の軍隊という考え方の中に入らるのである。一段上につたか下つたのかわかりませんが、違ふ種類のものにつたのだというような解釈が、こういう法律の表題が出たから自然と起つて來はしないかという感じがするわけあります。それでこの法律なんかで、本に駐留する國連軍の軍隊といつてゐるのは、この刑罰法規の、あるいは裁の目的になる人は、實質的にはその人々々の兵隊の所屬してゐる國の軍の軍人だといふ意味が、それともそのういふ点は離れて、國連軍の所屬軍隊の構成員である兵隊個人かといふような意味について、新しい事柄でりますから、まだあまりはつきりしてゐないかと思ひます。いふまでもないが、國連軍の軍隊といふは連合軍の總司令官に指揮される部隊だといつて、それともやはり國連軍の軍隊である兵隊が持つてゐる國籍の軍隊に所屬するものだといふのか。そこをどういふ式で見ておるか。その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○津田説明員 御指摘の点でございます

すが、これはこの刑事特別法の定義規定にもございす。もちろん本協定の第一条にもありますが、同じことである。まず定義規定の第一条の第三項によりまして、国際連合の軍隊というものの定義をいたしまして、一派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいふ。こういう定義になつております。でございますから、個々の派遣国の軍隊であることは当然であります。同時にこの第二項にありまして、国際連合安全保障理事会または総会の決議に従つて朝鮮に派遣した陸海空軍でなければならぬ。たゞい派遣国例で申しますと、カナダの軍隊でありまして、この決議に従つて朝鮮に派遣されるものでないもの、別の目的で日本へ来た——そういう例があるかどうかはわかりませんが、かりに練習艦隊が日本を訪問したというふうな場合は、もちろんこの法律あるいはこの協定の法律する範囲外であります。従いまして朝鮮に派遣する目的で、あるいは派遣した後、とにかく朝鮮派遣軍となつて来たものに限られるということになるわけでありす。それらの各派遣国の軍隊がどのような指揮系統によつて指揮されるかということについては、もちろん日本側にとつて、少くともこの法律あるいは協定においては関知してないところでありす。

○木下委員 私はこの法文の解釈問題として伺つておるのではないのです。もつと将来のことがあるから伺つておるわけです。この法律案のさしておる国連軍の軍隊というのは、欧州にもあり

ましよう。朝鮮に来ておるものもある。この法律では、朝鮮に来ておる人でなければならぬといふから、欧州の国連軍の軍隊といつても、それは取締りの対象にはならない。これはわかりきつたことですが、私がそういうことを伺つたのは、これは大分先の話かもしれぬけれども、将来世界連邦とかいうふうなもの、もう少し国連が固まつて来てきて、そして小規模でも軍隊を持つておつて、どこかに平和を乱すような国があれば、そこへその都度相談して各国から出し合ふというふうなことになる時代がひよつとしたら来やしないかといふふうに考へておる。やはりそういう線に向つての一つの動きではないか。日本の憲法の解釈論がさして

な問題になつて来る、現に戦力なき軍隊といふような、社会常識とはびつたり来ない言葉が、国会で一年も二年も繰返されておるといふふうなことから、また将来これは日本の軍隊じゃないのだ、国連軍の軍隊なんだ、何となれば、最高の統帥権は日本になくて、日本の総理大臣にないで、国連軍の総司令官にあるのじゃないかといふようなことを言う議論も出て来るのではないかと考へるわけですが。外交の畑では、一体国連軍の軍隊といふときには、ほんの密合い世帯だといふ意味に軽く扱つておるのか、それとも一つのかたまりとして、今後独自の性格を持つた連合軍として取扱つておるものかどうか、外交界ではその一つの観念ができ上りつゝあるかどうかといふことを伺つておきたいと思つたわけでありす。そういう点はまだそれほどのつきりしたものがなければ、ない、少しはあるならば、あるといふ

○津田説明員

ただいま御質疑の点につきまして、はなはだ恐縮でございますが、私この本協定の立案に当りました過程におきましては、さうな議論は全然聞いておりません。ただ、ただいまのところ私の承知いたしておる範囲におきましては、国際連合の軍隊といひまして、各派遣国の軍隊でありまして、それ／＼の主権に基いて行動をいたしておる、その間にいろいろの協定等はございしますが、むろん裁判権等につきましても、警察権につきましても、各独自にそれ／＼やつておる、互いに協調は保つておりますが、

現に朝鮮にいたのに、個人的に志願して行つて死んだというふうな連中もある。これなんかは、今まではちびり／＼だから問題にならぬけれども、日本人の志願者が一つの中隊なら中隊、百人なら百人そろつてゐる、それは全体を見れば、まだアメリカの軍隊かもしれないけれども、その部隊は日本部隊である、日本人部隊であるといつてゐるが、やがてそれがちよつと量が多くなると、日本の軍隊だといふようなことにもなるから、国連軍も人種とかいうような、それを構成してゐる人たちの国籍のいかんというふうなことは問題にせぬような空気が新しく発生してゐるじやないか。またそこを憲法解釈論のときにきつて切つて捨てるのには、いゝいゝやうなこと、洗理が立つやうなことができはしないかといふふうな思ひから実は伺つたわけでありす。

しかしまた考へ方によれば、たいへんりくつに走つたやうな事柄でありまして、まだ大きな国際的な問題にまではなつていないかもしれないけれども、こゝろ法律がたゞ／＼出て来ると、それが一つの国連軍といふまゝとつた上の段階の軍隊といふやうなものが考へられて来るやうな時代が来やしないかといふふうにも思つて伺つたわけですが。

○小林委員長 他に御質疑はありませんか。——なければ、本日はこの程度にとどめておきます。

明日は午前十時より理事会、午前十一時三十分より委員会を開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

昭和二十九年四月二十四日印刷

昭和二十九年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局